

上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業 環境アセスメント 方法書への意見募集と、説明会の開催について

☎ 環境保全課 環境衛生係 ☎ 282-1604

上野地区（古閑原・古閑迫）において民間事業者が計画しているエネルギー回収施設等について、熊本県環境影響評価条例に基づき、環境影響方法書（以下、「方法書」と表記します。）の縦覧と、それに対する意見の募集、説明会が事業者により行われます。

■事業者の名称、代表者の氏名

株式会社 シムファイブス 代表取締役社長 石坂 孝光
（主たる事務所：熊本市東区戸島町2874番地）

■対象の事業名称等

名称：上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業
種類：廃棄物処理施設（焼却施設）の設置事業
規模：1日当たりの平均取扱い計画量 400 t／日
（処理能力 440 t／日）
※上益城郡5町の一般廃棄物と産業廃棄物

■対象事業実施区域の位置

熊本県上益城郡御船町大字上野地内

■方法書の縦覧および公表方法等

場所：(株)シムファイブス事務所
熊本県庁（行政棟本館1階情報プラザ）
御船町役場（環境保全課）
その他事業者が町外で設置する場所
期間：令和5年7月25日（金）～令和5年8月24日（金）
（※土、日、祝日を除く） 9時～17時
電子縦覧：<https://www.ishizaka.gr.jp>
※有価物回収協業組合石坂グループ（(株)シムファイブスの出資会社）のホームページ

■説明会について

熊本県環境影響評価条例に基づき、事業者が次の日程で説明会を開催します。

【開催日程】

- 第1回 令和5年8月2日（金） 19時～
場所：七滝中央小学校体育館
- 第2回 令和5年8月7日（月） 19時～
場所：御船町カルチャーセンターホール
- 第3回 令和5年8月10日（木） 19時～
場所：益城町交流情報センター「ミナテラス」
（益城町木山236）

※説明内容は3回とも同じです。

※御船町にお住まいの方はどの会場にも参加することができますが、【第1回】は、会場の収容人数に限りがありますので、原則として御船町在住の方を対象として開催されます。

■意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができます。

【提出期限】

令和5年9月7日（金） ※当日消印有効

【提出方法】

縦覧場所（熊本県庁除く。）に備え付けの意見書箱への投函、または(株)シムファイブス（下の問い合わせ先）への郵送

※意見書には、提出する者の氏名・住所を必ず記入すること（法人その他の団体はその名称・代表者の氏名・主たる事務所の所在地）

※意見書の対象である方法書の名称を必ず記入すること。

【方法書の名称】

『上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業 環境影響方法書』

※方法書についての環境の保全の見地からの意見およびその理由を必ず記入すること（日本語で記載すること）

■問い合わせ先（意見書の郵送先）

〒861-8031 熊本県熊本市東区戸島町2874番地
(株)シムファイブス
☎ 096-389-1510 （担当：本田）

※縦覧の場所では、事業者が作成する方法書の内容に関して、御船町職員による個別の説明は行いません。

環境アセスメントとは

環境アセスメントとは、事業が周辺の環境にどのような影響を与えるのかを、事業者が事前に調査、予測および評価し、その結果を公表して住民や行政等の意見を聴き、十分な環境保全対策を実施することにより、よりよい事業計画を作り上げていくための制度です。

本事業の環境アセスメントは、「熊本県環境影響評価条例」に基づいて3～4年の期間で実施されるもので、今年1月から実施されています。

環境アセスメントでは、大きく①配慮書②方法書③準備書④評価書の4段階で図書が公表されます。

条例に基づき、②方法書③準備書の段階で事業者による説明会が開催されます。

※本事業に関しては、①配慮書段階の説明会を開催しています。（令和5年1月30日・2月6日に開催）

※配慮書に対する熊本県および御船町の意見は、熊本県および御船町のホームページで公開しています。